

浜情委第204号  
平成30年11月26日

浜松市長 鈴木康友 様  
(都市計画課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会  
委員長 鈴木 孝裕

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年4月16日付け浜都計第23号、浜都計第24号、浜都計第25号、浜都計第26号、浜都計第27号、浜都計第28号、浜都計第29号、浜都計第30号、浜都計第31号、浜都計第32号及び浜都計第33号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「平成29年12月7日付け浜都建第939号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第126号)

「平成29年12月7日付け浜都建第937号及び第938号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第127号)

「平成29年12月7日付け浜都建第940号及び第941号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第128号)

「平成29年12月7日付け浜都建第942号及び第943号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第129号)

「平成29年12月7日付け浜都建第944号及び第945号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第130号)

「平成29年12月7日付け浜都建第946号及び第947号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第131号)

「平成29年12月7日付け浜都建第948号及び第949号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第132号)

「平成29年12月7日付け浜都建第951号及び第952号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第133号)

「平成29年12月7日付け浜都建第953号及び第954号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第134号)

「平成29年12月7日付け浜都建第955号及び第956号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第135号)

「平成29年12月7日付け浜都建第957号及び第958号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第136号)

## 1 委員会の結論

浜松市長が部分公開とした処分は妥当である。

## 2 委員会における審議の方法

別表に掲げる諮問第126号から諮問第136号までは、審査請求人らが、同じ特定の2人の者であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、併合して審議することとした。

## 3 審査請求に至る経過

別表のとおり

## 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人らは、次のように主張している。

### (1) 審査請求の趣旨

本件部分公開決定を取り消し、本件公開請求の対象となる公文書の全部を公開すること。

### (2) 審査請求の理由

連名の公文書公開請求に対し、個別に行政処分を行うことは条例、規則に違反した処分であり、<sup>か</sup>瑕疵ある行政処分である。また、決定通知書に記載されている不服申立期間が誤っているので、<sup>か</sup>瑕疵ある行政処分である。さらに「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号及び第〇〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公開請求に対しては、補正命令に係る文書が公開されていないので、誤った処分である。

よって、当該処分を取り消し、対象文書の全部を公開するよう求める。

## 5 実施機関の主張

本件審査請求の争点は、審査請求人らの連名による公文書公開請求に対して個別に行った行政処分と、公文書部分公開決定通知書の注釈として付された教示文を訂正し、通知した方法の妥当性である。

### (1) 連名での公文書公開請求に対して個別に公文書部分公開決定をしたことについて

浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号。以下「条例」という。）第5条では「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する公文書の公開を請求することができる。」と規定している。「何人も」とあることから、自然人、法人又は法人格は持たないが、いわゆる、法人格なき社団としての形式を備えている団体であれば、公文書公開請求をすることが可能である。

請求者欄に連名で複数の氏名を記入された場合で、代表者が定められていないとき

は、当該複数の者が個別に公文書公開請求をしているのか、当該複数の者を構成員とする任意の団体として公文書公開請求をしているのかが不明であり、行政処分の手方が特定できない。審査請求人らは、平成29年9月26日から平成29年11月17日までの間に、合計18回にわたり、公文書公開請求書（公文書任意的公開申出書を含む。以下同じ。）の請求者欄に連名で2人の氏名を記入し、実施機関に提出しているが、このような請求では行政処分の手方を特定できないため、実施機関はこれまで、公文書公開請求書が提出される都度、補正命令書（公文書任意的公開申出書に対しては訂正依頼書）を送付し、2人それぞれが公文書の公開を請求する場合は公文書公開請求書を2枚提出すること又は2人が任意の団体として公文書の公開を請求する場合は代表者を選任することのいずれかを求めたが、審査請求人らは、いずれの補正命令書に対しても、条例等に連名での請求を妨げる規定はないので、連名で請求すると回答した。

このような経緯を踏まえると、合計18回にわたる公文書公開請求において代表者を選任していない以上、審査請求人らが、請求者欄に連名で2人の氏名を記入した公文書公開請求書を実施機関に提出したときは、2人それぞれが同じ内容の公文書を公開請求しているものとみなすのが妥当であると考えられる。したがって、2人それぞれが同じ内容の公文書を公開請求しているものとみなし、当該2人に対し本件処分をすることを各通知した。

なお、審査請求人らが主張している国の機関における情報公開で、請求書に連名で記載するのは、複数人で公開を受ける場合は連名で記載することとなっているため、その場合でも代表者は記載することとなっており、決定通知書は代表者に対して交付することとなっている。

## (2) 公文書部分公開決定通知書に記載した教示文の誤りの訂正について

審査請求人らは、「審査請求に係る処分においては、教示文が旧法のままとされている。これは瑕疵ある行政処分である」旨主張する。

たしかに、審査請求人らの主張するとおり、公文書部分公開決定通知書の注釈で示した審査請求に関する教示の内容は、審査請求期間を3か月であると示すべきところを60日であると示されていること、異議申立てをすることができると示されていることなどの誤りはあったが、処分庁は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号において、公文書部分公開決定通知書の注釈を訂正する旨通知しており、同通知によって、審査請求に関する教示の内容の誤りは是正されている。したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

なお、審査請求人らは、審査請求に関する教示の内容に誤りがあるとして、本件処分を瑕疵ある行政処分であるとし、その取消しを求めているが、そもそも、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項において、行政処分をする際に審査請求をすることができる旨を示すことを求めている趣旨は、不服申立制度が十分に

活用され、国民の権利利益の救済のための便宜を図ることにあるものであり、当該行政処分をするまでの判断過程を示すものではないから、誤った教示をしたという瑕疵は行政処分の内容的な瑕疵に直結するものではない。したがって、教示の誤りは本件処分の取消事由とはならないというべきである。そして、誤った教示をしたということが行政処分の取消事由にはならないのであるから、本件処分を取消した上で、再度正しい内容の教示を付して処分し直す必要はなく、単に教示の内容の誤りを適示し正しい内容の教示を通知すれば、教示の内容の是正方法としては十分というべきである。

したがって、本件処分は妥当である。

## 6 委員会の判断

### (1) 連名での公文書公開請求に対して個別に公文書部分公開決定をしたことについて

条例第5条では「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する公文書の公開を請求することができる。」と規定している。「何人も」とあることから、自然人、法人又は法人格は持たないが、いわゆる、法人格なき社団としての形式を備えている団体であれば、公文書公開請求をすることが可能である。

請求者欄に連名で複数の氏名を記入された場合で、代表者が定められていないときは、当該複数の者が個別に公文書公開請求をしているのか、当該複数の者を構成員とする任意の団体として公文書公開請求をしているのかが不明であり、行政処分の相手方が特定できない。審査請求人らは、平成29年9月26日から平成29年11月17日までの間に、合計18回にわたり、公文書公開請求書（公文書任意的公開申出書を含む。以下同じ。）の請求者欄に連名で2人の氏名を記入し、実施機関に提出しているが、このような請求では行政処分の相手方を特定できないため、実施機関はこれまで、公文書公開請求書が提出される都度、補正命令書（公文書任意的公開申出書に対しては訂正依頼書）を送付し、2人それぞれが公文書の公開を請求する場合は公文書公開請求書を2枚提出すること又は2人が任意の団体として公文書の公開を請求する場合は代表者を選任することのいずれかを求めたが、審査請求人らは、いずれの補正命令書に対しても、条例等に連名での請求を妨げる規定はないので、連名で請求すると回答した。

このような経緯を踏まえると、合計18回にわたる公文書公開請求において代表者を選任していない以上、審査請求人らが、請求者欄に連名で2人の氏名を記入した公文書公開請求書を実施機関に提出したときは、2人それぞれが同じ内容の公文書を公開請求しているものとみなすのが妥当であると考えられる。したがって、2人それぞれが同じ内容の公文書を公開請求しているものとみなし、当該2人に対し本件処分をすることを各通知した。

したがって、実施機関が2人に対し通知したことは瑕疵ある行政処分とは言えない。

## (2) 公文書部分公開決定通知書に記載した教示文の誤りの訂正について

審査請求人らは、「審査請求に係る処分においては、教示文が旧法のままとされている。これは瑕疵ある行政処分である」旨主張する。

たしかに、審査請求人らの主張するとおり、公文書部分公開決定通知書の注釈で示した審査請求に関する教示の内容は、審査請求期間を3か月であると示すべきところを60日であると示されていること、異議申立てをすることができると示されていることなどの誤りはあったが、処分庁は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号において、公文書部分公開決定通知書の注釈を訂正する旨通知しており、同通知によって、審査請求に関する教示の内容の誤りは是正されている。したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

なお、審査請求人らは、審査請求に関する教示の内容に誤りがあるとして、本件処分を瑕疵ある行政処分であるとし、その取消しを求めているが、そもそも、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項において、行政処分をする際に審査請求をすることができる旨を示すことを求めている趣旨は、不服申立制度が十分に活用され、国民の権利利益の救済のための便宜を図ることにあるものであり、当該行政処分をするまでの判断過程を示すものではないから、誤った教示をしたという瑕疵は行政処分の内容的な瑕疵に直結するものではない。したがって、教示の誤りは本件処分の取消事由とはならないというべきである。そして、誤った教示をしたということが行政処分の取消事由にはならないのであるから、本件処分を取消した上で、再度正しい内容の教示を付して処分し直す必要はなく、単に教示の内容の誤りを適示し正しい内容の教示を通知すれば、教示の内容の是正方法としては十分というべきである。

## (3) 諮問第132号の公開請求対象公文書の特定について

諮問第132号に係る公文書公開請求書の公文書の件名又は請求事項の具体的内容には「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号及び第〇〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」と記載されており、実施機関は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号及び第〇〇〇号」から平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの公文書部分公開決定通知書を特定し、「起案文書、決裁文書」については文書管理システムにより作成された当該公文書部分公開決定通知書に係る起案文書及び決裁文書を、「並びにそれに係る全ての文書」については当該公文書部分公開決定通知書の起案に添付書類とした公文書公開請求書を特定した。

本件公開請求対象公文書をシステム上、見分したところ、本件公開請求対象公文書は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの公文書部分公開決定通知書の意味決定をするために起案されたものであり、起案文書及び決裁文書には、請求事項の具体的内容や、請求者の氏名等が記載され、添付書類として、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの公文書部分公開決定通知書の案、公開文書、公文書公開請求書が添付されていることが認めら

れた。

本件審査請求において、審査請求人らは、実施機関が補正命令書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜総文第〇〇〇号）を公開していないと主張する。

しかし、補正命令書は、当該公文書部分公開決定通知書の起案文書及び決裁文書の添付書類ではない。

したがって、実施機関が行った本件公開請求対象公文書の特定は妥当である。

以上のことから、実施機関が部分公開とした処分は妥当である。

よって、「1 委員会の結論」のとおり判断する。

#### 7 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 4月16日	諮問を受けた。
5月14日	審査庁から弁明書を受理した。
6月 4日	審査庁から反論書を受理した。
8月31日	諮問の検討を行った。
10月15日	答申案の検討を行った。

#### 別表

諮問番号	諮問内容	
第126号	請求日	平成30年1月4日
	請求内容	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書
	処分庁	浜松市長（建築行政課）
	処分通知日	平成30年1月11日
	処分結果	公文書部分公開決定処分
	審査請求日	平成30年3月12日
	諮問日	平成30年4月16日
第127号	請求日	平成30年1月4日
	請求内容	平成〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号及び第〇〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書
	処分庁	浜松市長（建築行政課）
	処分通知日	平成30年1月11日
	処分結果	公文書部分公開決定処分
	審査請求日	平成30年3月12日
	諮問日	平成30年4月16日

第128号	請求日	平成30年1月4日
	請求内容	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号及び第〇〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書
	処分庁	浜松市長（建築行政課）
	処分通知日	平成30年1月11日
	処分結果	公文書部分公開決定処分
	審査請求日	平成30年3月12日
	諮問日	平成30年4月16日
第129号	請求日	平成30年1月4日
	請求内容	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号及び第〇〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書
	処分庁	浜松市長（建築行政課）
	処分通知日	平成30年1月11日
	処分結果	公文書部分公開決定処分
	審査請求日	平成30年3月12日
	諮問日	平成30年4月16日
第130号	請求日	平成30年1月4日
	請求内容	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号及び第〇〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書
	処分庁	浜松市長（建築行政課）
	処分通知日	平成30年1月11日
	処分結果	公文書部分公開決定処分
	審査請求日	平成30年3月12日
	諮問日	平成30年4月16日
第131号	請求日	平成30年1月4日
	請求内容	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号及び第〇〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書
	処分庁	浜松市長（建築行政課）
	処分通知日	平成30年1月11日
	処分結果	公文書部分公開決定処分
	審査請求日	平成30年3月12日
	諮問日	平成30年4月16日
第132号	請求日	平成30年1月4日
	請求内容	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号及び第〇〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書



	処分庁	浜松市長（建築行政課）
	処分通知日	平成30年1月11日
	処分結果	公文書部分公開決定処分
	審査請求日	平成30年3月12日
	諮問日	平成30年4月16日
第133号	請求日	平成30年1月4日
	請求内容	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号及び第〇〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書
	処分庁	浜松市長（建築行政課）
	処分通知日	平成30年1月11日
	処分結果	公文書部分公開決定処分
	審査請求日	平成30年3月12日
	諮問日	平成30年4月16日
第134号	請求日	平成30年1月4日
	請求内容	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号及び第〇〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書
	処分庁	浜松市長（建築行政課）
	処分通知日	平成30年1月11日
	処分結果	公文書部分公開決定処分
	審査請求日	平成30年3月12日
	諮問日	平成30年4月16日
第135号	請求日	平成30年1月4日
	請求内容	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号及び第〇〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書
	処分庁	浜松市長（建築行政課）
	処分通知日	平成30年1月11日
	処分結果	公文書部分公開決定処分
	審査請求日	平成30年3月12日
	諮問日	平成30年4月16日
第136号	請求日	平成30年1月4日
	請求内容	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜都建第〇〇〇号及び第〇〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書
	処分庁	浜松市長（建築行政課）
	処分通知日	平成30年1月11日
	処分結果	公文書部分公開決定処分

	審査請求日	平成30年3月12日
	諮問日	平成30年4月16日

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	鈴木 孝裕	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	三室 正夫	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順